

(4) 他地域との連携・交流

橘樹官衙遺跡群は、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕と隣接する古代寺院跡である影向寺遺跡から構成されるが、これらの配置等は古代の地方官衙の典型的な姿を表しており、古代における地方行政機関のあり方を知る上で貴重な事例である。そこで、橘樹官衙遺跡群のもつ価値や魅力を広く全国に発信し、他地域の人々にも活用してもらおう取組を進めていく。そのためには、情報発信機能を充実させることが重要であり、他地域の人々が橘樹官衙遺跡群について気軽に知る・知る・調べる等ができるよう、専用ウェブサイトの開設やSNS（Social Networking Service）等を活用して充実した情報発信を図る。また、パンフレット・ガイドブック等を作成し、川崎市だけでなく、古代官衙関連の遺跡等が所在する地域に配布する等、積極的な連携・交流を行う。さらに、ウェブサイトやパンフレット等の多言語化を図る等、近年増加する外国人向けの情報発信も検討する。

(5) 調査研究における活用

史跡の活用の幅を広げ、内容の深化を図るためには調査研究が欠かせない。この調査研究を実践するために、中核となる研究の体制を整え、国内外の大学や研究機関との連携研究を積極的に推進する。

これまで橘樹官衙遺跡群の保存を第一に考え、史跡の全容解明に向けて計画的に発掘調査を行ってきたが、今後も、さらに発掘調査や整理作業等の調査・研究課程を公開する。

発掘調査等で得られた最新の成果を元に報告書を刊行するとともに、定期的にシンポジウムの開催、論文発表、外部研究員の招聘等、対外的な活動にも力を入れ、史跡橘樹官衙遺跡群を全国に周知するとともに、古代官衙研究の発展に寄与する。

第8章 橘樹官衙遺跡群の整備

第1節 整備の基本方針

史跡橘樹官衙遺跡群では、本計画に基づく適切な保存管理を前提として、その歴史的価値と魅力を広く周知するために、史跡公園として整備を図る。史跡公園は、地域住民や市民等にとって憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備していく。

また、史跡橘樹官衙遺跡群の周辺に展開する歴史的・文化的資産との一体的な活用を図り、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備を目指すとともに、新たな文化交流を生み出し、将来にわたり史跡を保存・活用していくための人材育成、まちづくりの拠点としていく。

これらを踏まえ、史跡橘樹官衙遺跡群の整備については、次の視点を持ちながら、全体として郡家や古代寺院等の景観が理解できるような整備を目指すものとする。また、示した視点を考慮し、各々の必要性、規模等の適切性・妥当性等を確認し、社会状況を踏まえながら、必要に応じて整備を行うものとする。

なお、詳細は別途策定予定の整備基本計画で定めることとし、状況に応じて、段階的な整備も視野に入れる。

【視点】

- (1) 史跡橘樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための機能
- (2) 古代官衙遺跡の景観等が体感できるような機能
- (3) 史跡橘樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信することができる機能
- (4) 史跡橘樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる機能
- (5) 史跡のサイン等、ガイダンス機能、便益機能等、利用者の利便性の向上に寄与する機能

【A1地区における暫定的な対応の考え方】

当該地区の整備は、原則、第2期整備基本計画で提示した整備方法に基づき進めていくが、当該地区の一部については、用地が狭小等の理由で計画的な整備の実施が困難な場所も存在する。しかし、国庫補助を活用して公有地化した用地については、可能な限り市民の利活用に供する必要があることから、こうした用地については、第2期整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでの間、次のような考え方にに基づき、暫定的な対応を検討する。

- ①基本的には別途策定する整備基本計画に基づき、段階的な整備を進めるものとするが、用地取得の経緯を鑑み、周辺用地の公有地化の見通しや費用対効果等を考慮しながら、必要に応じて、暫定的な対応を行う。
- ②暫定的な対応を行う場合は、次の点を踏まえるものとする。
 - ・駐輪場等、橘樹歴史公園で不足している機能が確認されていることから、歴史公園との位置関係等を鑑み、状況に応じて歴史公園に不足している機能の補填が可能かどうか検討する。
 - ・用地の面積を踏まえ、当該用地周辺の住宅状況や公共的機能の状況等に考慮し、市民の利

活用に資する機能の付与が可能かどうか検討する。

- ・なお、暫定的な対応を行うにあたっては、遺跡の保護や、効果的・効率的な史跡の維持管理等に向けた視点をもって検討する。

第2節 整備の方法

史跡橋樹官衙遺跡群の保存整備については、前節で示した基本方針に基づき、史跡指定地の一体的な整備を実施することが望ましいが、橋樹官衙遺跡群が所在する高津区千年及び宮前区野川本町3丁目は大部分が住宅地で、国史跡に未指定また公有地化されていない地域が多く、また古代寺院跡が確認されている影向寺遺跡は大部分が宗教法人所有地であることから、基本方針に基づき史跡整備を実施可能な土地は限られている状況である。このように、都市部の史跡であるため、市による公有地化についても長期的な計画で進めていかざるを得ない状況であることから、まずは第6章で示した保存管理の地区区分に基づいて、地区ごとに整備の方法を定め推進することとする。

全体としては、「史跡橋樹官衙遺跡群の本質的価値」が理解できるような整備を目指すものとするが、整備計画の詳細等については、別途、「史跡橋樹官衙遺跡群第2期整備基本計画」の中で提示し、公有地化や追加指定の進捗状況に応じた見直しを図りながら推進していく。

(1) 史跡指定地

ア A1地区

本地区については、すでに公有地化が完了しているとともに、その一部については「橋樹歴史公園」として市民に供用している。今後は、史跡橋樹官衙遺跡群の本質的価値の1つでもある橋樹歴史公園に復元した飛鳥時代の倉庫の公開活用を図りながら、地下に評家・郡家関連の遺構がある場所については、当時の様子を分かりやすく示す整備や地下遺構の存在を地上部に表示する等の整備を行う。また、古代に空闲地だった場所については、野外での研修や行事等の利用もできる広場として整備する。さらに、園路の整備を行うことで指定地周囲の市道へのアクセスを確保するとともに、史跡説明板等のサインを適切に設置し、ベンチ等の便益施設も適所に配置する。

イ A2地区

本地区のうち、個人所有地の範囲については、地権者の要望があれば優先的に公有地化を進め、公有地化後はA1地区として、史跡橋樹官衙遺跡群の本質的価値の1つでもある橋樹郡家の主要施設や古代寺院の全体像を示す等、市民の利活用に供していく。

一方、影向寺遺跡の範囲は大部分が宗教法人影向寺の所有地であり、公有地化を進めることが困難であることから、土地所有者との調整を図り、宗教活動の妨げにならないよう配慮しながら、例えば塔基壇の平面表示等や史跡解説板・サイン等を適切に設置する。

(2) 史跡指定地外

ア B地区

本地区は、史跡指定地以外の橋樹官衙遺跡群の範囲内であり、未確認の郡庁をはじめ、正倉

院の一部、館、厨家という郡家の主要な施設や古代寺院に関連する重要な遺構等の存在が確認されている、または想定される地区である。

本地区の大部分は個人、法人、宗教法人等の民有地であることから、基本的には整備を実施しない。ただし、郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認されている区域、又は、調査等によって新たに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域で、地権者の都合により現状保存が困難になった土地については、将来的な史跡整備の計画、遺跡の重要性や活用方法等を踏まえ、必要に応じ、地権者及び関係者等との協議を行い、国史跡への追加指定（A2地区への編入）及び国庫補助等を活用した公有地化を図る。公有地化後は、整備基本計画に基づき史跡整備を進めていく。

イ C地区

本地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡以外の、広義の橘樹官衙遺跡群を構成する遺跡内であり、郡家正倉院別院や官衙に関連する重要な遺構、また官衙との密接な関係性が推測される集落跡等が発見される可能性がある。

本地区の大部分は個人、法人、宗教法人等の民有地であることから、基本的には整備を実施しない。また調査等により、新たな遺構等が確認された場合は、原則、記録保存で対応する。

ただし、万が一、記録保存に適さない、橘樹郡家や古代寺院に匹敵する重要な遺構等が確認され、文化庁から史跡相当の価値を有すると認められた場合は、その取扱い等について、改めて検討する。

ウ D地区

本地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区No.148、宮前区No.5）にある都市計画道路「野川柿生線」及び広義の橘樹官衙遺跡群を構成する三荷座前遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：宮前区No.4）にある「登戸野川線」計画路線敷であり、古代寺院に関連する遺構や官衙との密接な関係性が推測される集落跡等の存在が推測される。

なお、当該地区は都市計画道路予定地であることから、整備に向けて事業化する状況になった場合には、関係機関等と協議を行い、改めて取扱いを決定する。

エ E地区

本地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する橘樹郡衙跡及び影向寺遺跡の周辺の「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」であり、丘陵上に展開する橘樹官衙遺跡群に関連する遺構等の存在が推測される。

本地区は特別緑地保全地区であることから、整備は実施しない。

第9章 橘樹官衙遺跡群の管理運営と体制

第1節 管理運営と体制の基本方針

史跡橘樹官衙遺跡群の保存管理にあたっては、行政のみの力には限界があることから、土地の権利者、地域住民、企業、研究者、関係行政機関等との連携と協働が不可欠である。以下に史跡の管理運営と体制に関する基本方針を示す。

- (1) 川崎市が史跡橘樹官衙遺跡群の管理団体としての役割を果たすための、地域と連携・協働した保存管理の体制構築及び管理運営の推進
- (2) 土地の権利者の理解と協力を得た管理運営の実施
- (3) 文化庁、神奈川県教育委員会をはじめ、関係行政機関との連携による保存管理

第2節 管理運営の方法

(1) 史跡の管理運営

史跡橘樹官衙遺跡群の管理団体として、川崎市は文化財保護法及び本保存活用計画に基づき、地権者等の理解と協力を得て、史跡全体を適切に管理運営する。実務は、教育委員会事務局文化財課が担い、史跡の管理に必要なサイン等の設置、土地の所有者・地番等の異動届出の受付、現状変更等の行政事務等を適切に行う。また、指定地の災害時の応急措置や復旧についても、管理団体である川崎市が主体となって行う。

(2) 史跡地内公有地の管理

史跡橘樹官衙遺跡群の指定地内で公有地化されている土地については、市民・学校教育等の利用に供することができるよう保存整備を図っていくことになるが、その保存整備された土地については、管理団体である川崎市が中心になりつつ、地元町会や地元有志を中心に組織された史跡保存会と連携、協働しながら、管理運営を行う。

(3) 土地所有者等の協力による適切な管理

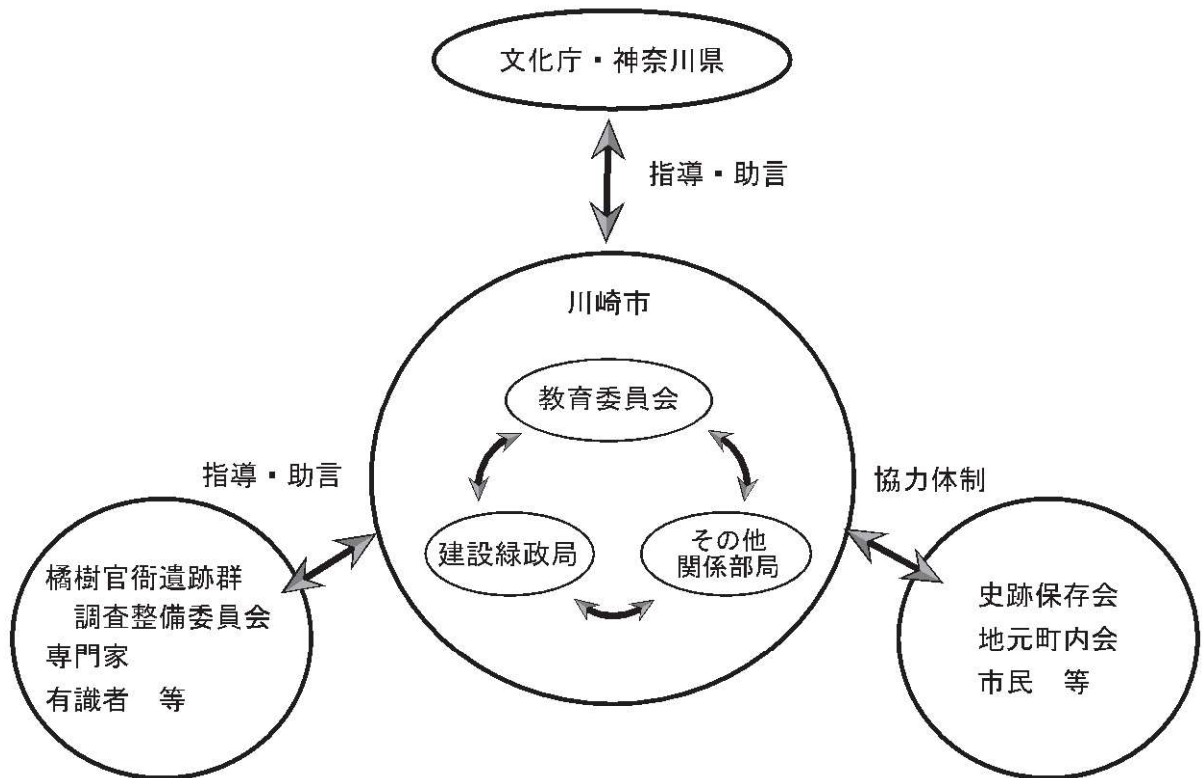
史跡橘樹官衙遺跡群の指定地内で公有地化されていない土地については、地権者に適切に管理してもらえるよう、日頃から理解と協力を得ることに努める。史跡指定地の地権者等が現状変更等を行う場合は、史跡保存の重要性を十分に理解してもらい、管理団体である川崎市と必要な協議を行った上で、現状変更等の申請を行うよう周知を図る。また、土地所有者や地番等の登記事項の異動があった場合も、速やかに川崎市に変更届を提出することも説明する。

(4) 橘地区（高津区千年、宮前区野川本町）との連携・協働による管理運営

史跡橘樹官衙遺跡群の保存活用については、地域住民や市民等の理解と協力が不可欠であり、保存管理・活用のパートナーとして、積極的な連携・協働が必要であり、管理団体である川崎市と地域住民・市民等との密接な連絡体制の構築、ルール作り等、相互協力を円滑に進めるためのシステム作りを図る。

(5) 関係機関等との連携体制

史跡橘樹官衙遺跡群の保存管理については、文化庁や神奈川県教育委員会との連携のもと、市教委が中心となって適切に行う。今後の史跡整備や歴史文化資産との一体的な活用、地域連携等に必要環境整備等については、本保存活用計画策定に向けた川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るために開催した庁内検討委員会を引き続き活用し、関係部局と市教委事務局とで庁内横断的な協力体制を構築して進める。



第 17 図 管理運営・連携体制のイメージ

第10章 施策の実施計画策定と進捗管理

第1節 実施すべき施策と実施期間

第5章～第9章の内容を踏まえ、史跡橘樹官衙遺跡群で実施すべき施策は、保存・整備・活用と大きく3つの事業に分けることができる。

保存事業は、史跡指定地内における保存は当然であるが、第6章で触れたように、橘樹官衙遺跡群は現在も確認調査を継続的に実施中で、調査成果によっては追加指定を目指す地域も多く、適切かつ迅速な対応が求められている。

整備事業は、第8章で取り上げたように、令和6（2024）年5月18日にオープンした橘樹歴史公園と同様に、整備計画に基づき、継続的に市民が利活用できるよう整備を行っていく必要がある。

活用事業では、これまで以上に、史跡の重要性や情報の発信、学校教育や生涯学習等での利活用を進めていくため、地域住民や市民等と一体となった活動を図っていくことが求められる。

これら大きく3つに分けられる施策は、第2期保存活用計画期間内で実施すべき施策（短期的施策：12年間）を次のとおり整理するとともに、史跡及び地域や社会情勢の変化に合わせ第2期保存活用計画の点検・見直しをしつつ、施策を実施する。また、中長期的に実施すべき施策（中長期的施策：概ね30年間）として、条件が整えば橘樹官衙遺跡群の追加指定及び公有地化を進め、保存整備・活用を実施していく。

（1）短期的施策（12年間）

ア 保存事業（追加指定・公有地化）

第8章で示したように、すでに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域、また調査によって新たに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域のうち、今後史跡整備を実施する計画範囲内の土地や地下に遺跡を保存した状態（現状保存）としての利用が困難な土地については、地権者等の理解と協力のもと、優先的に追加指定を行い、追加指定後は公有地化を図っていく。

イ 整備事業

史跡整備が完了した「橘樹歴史公園」を中心に、公有地化が完了した用地の整備を図る。

①令和8（2026）年度～令和10（2028）年度

- 史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画に基づく整備
- 影向寺西側に所在する土地及び橘樹歴史公園北側に所在する公有地化が完了した用地の整備

②令和11（2029）年度～令和13（2031）年度

- 史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画に基づく整備
- 橘樹歴史公園北東側に所在する公有地化が完了した用地の整備
- 便益施設（トイレ等）の設置

ウ 活用事業

第2期保存活用計画に基づき、現在実施している史跡めぐり、シンポジウム・講演会、発掘調査現地見学会等の活用事業を継続して実施するとともに、次のとおり活動を展開する。

①学校連携

学校教育との連携の方策の検討「（仮称）史跡橘樹官衙遺跡群を活かした学校授業マニュアル」の策定、学校連携事業の実施

②生涯学習

「（仮称）橘樹官衙遺跡群史跡ボランティア」の育成、ボランティアと協力した各種事業実施

③官学連携

市内所在または近隣大学等との連携による人材育成、地域づくり等

（2）中長期的施策（概ね30か年）

- 公有地化が完了した用地については、その土地の状況や整備の優先順位等に基づいた整備計画を定め、できるだけ早期に史跡整備を図り、市民利用に供する
- 史跡指定地については、地権者等の理解と協力のもと、公有地化を進める
- 各種活用事業の実施
- ガイダンス施設や便益施設等の設置

第2節 施策の進捗管理と方法

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組まなければならないことであり、計画自体を経過確認し、定期的に点検評価する必要がある。この経過観察及び点検評価により、各施策の到達進度の把握や、課題の抽出が可能になり、計画を見直す際の基礎資料となる。

そのため、到達進度を表す指標をどのように設定するかが、適切な進捗管理を行う上で重要な役割を果たすため、指標の設定に際しては、文化庁や神奈川県教育委員会の指導・助言を受けながら、調査整備委員会で検討・審議の上、決定した。

方法としては、施策の進捗管理にあたり、保存管理、活用、整備、管理運営体制のそれぞれについて、進捗状況、実績の点検、課題抽出等の指標を明示した自己点検シート（チェックシート）を利用することとし、この自己点検シート（チェックシート）の内容は、今後の保存活用計画の見直しや新たな事業等の企画立案に際しての基礎資料として活用する。

また、自己点検シート（チェックシート）による自己点検は、概ね6年ごとに実施するものとし、その結果については、調査整備委員会に諮り、点検・指導を受けた上で、教育委員会に報告する。

第 11 表 史跡橋樹官衙遺跡群保存活用自己点検シート
史跡橋樹官衙遺跡群保存活用自己点検シート

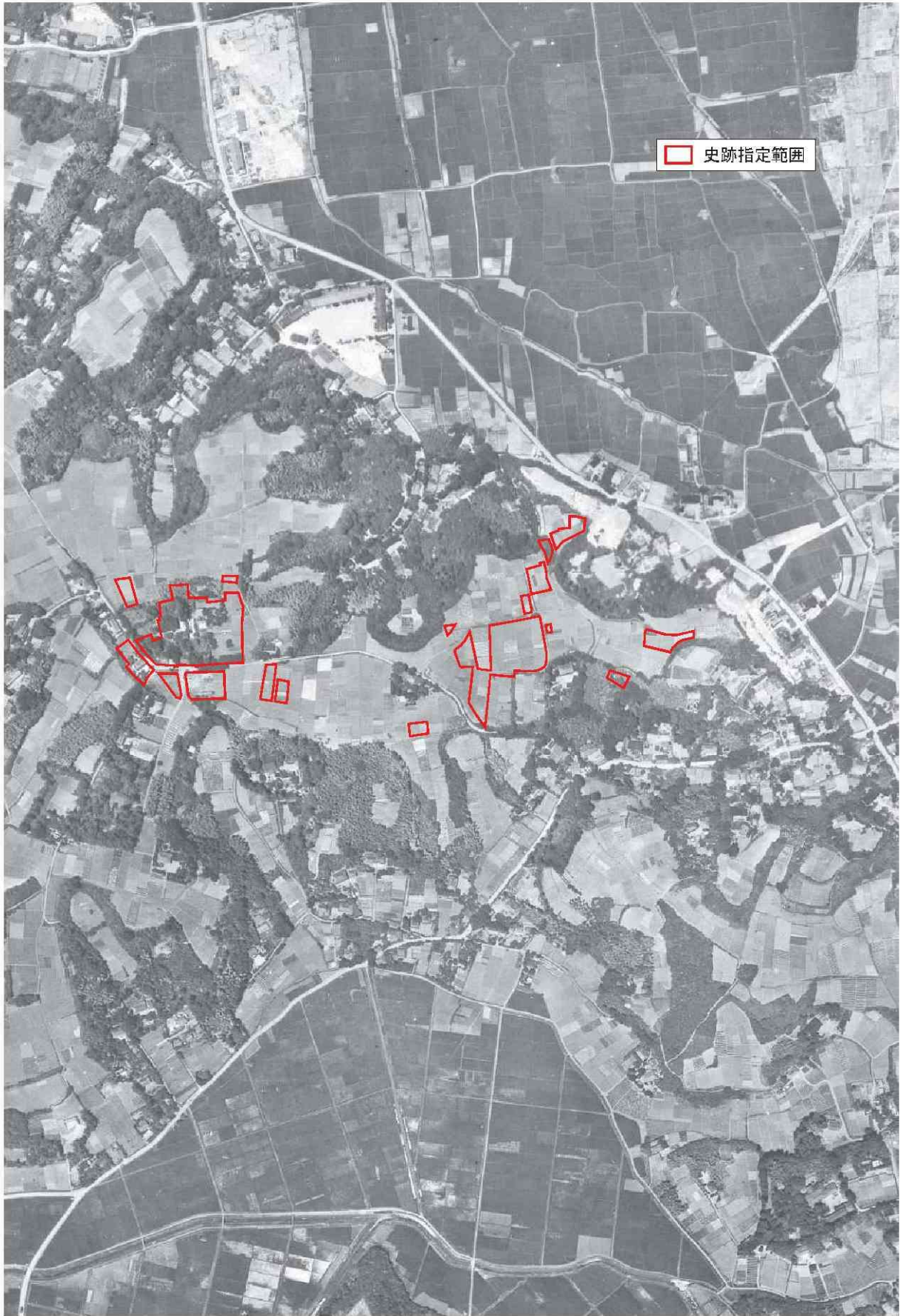
史跡の名称	史跡橋樹官衙遺跡群	
管理団体	川崎市	
自己点検項目 (各項目に対する達成度【五段階評価】：A>B>C>D>E)		
		評価
①保存管理	ア) 史跡指定地内の遺構・遺物は、適切な方法で確実に保存されているか。	
	イ) 記録図面類や出土遺物は適切に保管・管理されているか。	
	ウ) 史跡の本質的な価値を有しないその他の要素（建築物・工作物・道路・水路・埋設物・木竹等）について、遺構を傷つけることなく除去が行われているか。	
	エ) 指定地内の民有地の公有地化に向け、土地の権利者の要望等を踏まえた計画的な働きかけをしているか。	
	オ) 史跡周辺の環境保全のために、地元住民や関連団体・機関等との合意・連携は図られているか。	
	カ) 関係法令・関係計画に定められた内容等の具体的な方策を定め、史跡周辺の環境を良好に保全するために適切な措置がとられているか。	
	キ) 橋樹官衙遺跡群の保存管理を図るため、継続的かつ計画的な調査・研究が行われているか。	
②活用	ア) 活用事業に関係する人々は、遺跡群の価値を共有した上で、参画できているか。	
	イ) 史跡が武蔵国橋樹郡家や古代影向寺を学ぶ場として機能しているか。	
	ウ) 橋樹官衙遺跡群として、橋樹郡家や古代影向寺等を学ぶために必要な情報や機会を提供しているか。	
	エ) 学校教育との連携は図られているか。	
	オ) 生涯学習活動との連携は図られているか。	
	カ) 市民の交流の場・憩いの場として活用されているか。	
	キ) 川崎市域の歴史的・文化的資産との連携は図られているか。	
	ク) 市外・県外の古代官衙関連遺跡との連携は図られているか。	
	ケ) 活用事業に関連した各種調査及び調査成果は適切に整理・公開されているか。	
	コ) 史跡の価値を広く周知するための情報発信は適切に行われているか。	
	サ) 駐車場や駐輪場施設等、利活用のための利便性向上が図られているか。	
シ) 史跡へのアクセスについて、既存の公共交通との連携は図られているか。		
③整備	ア) 遺構保護のため適切な整備が行われているか。	
	イ) 公有地の適切な活用が図られているか。	
	ウ) 地元住民や関係団体・機関等の要望をふまえた整備が行われているか。	
④管理運営と体制	ア) 保存管理・活用に必要な、適切な体制が整備されているか。	
	イ) 市民と協働した保存・活用の運営は、適切な体制が整備されているか。	
	ウ) 史跡保存会等の育成は適切に図られているか。	
	エ) 国・県・市等の関係行政機関との連携が図られているか。	
	オ) 周辺公共施設等との連携が図られているか。	
	カ) 関係機関等との情報共有は適切に行われているか。	
	キ) 保存管理・活用・整備・維持管理・運営に必要な予算や人員を十分確保し、それぞれの活動に適切に配分できているか。	

【参考文献】

- 石馬多恵子・杉木靖子 2017 『川崎市宮前区影向寺遺跡第15次調査発掘調査報告書』、有限会社吾妻考古学研究所
- 伊東秀吉ほか 1986 『川崎市宮前区影向寺遺跡―第2次発掘調査報告書―』、影向寺遺跡第2次発掘調査団
- 伊東秀吉・竹石健二ほか 1981 『川崎市高津区野川影向寺文化財総合調査報告書』、川崎市教育委員会
- 伊東秀吉・大坪宣雄ほか 1996 「川崎市高津区伊勢山台東遺跡発掘調査報告書」『川崎市文化財調査集録』第32集、川崎市教育委員会
- 神奈川県考古学会 2006 『平成18年度考古学講座 古代遺跡再発見』
- 河合英夫 1997 「川崎市橘樹郡衙関連遺跡の調査」『第21回神奈川県遺跡調査・研究発表会発表要旨』、神奈川県考古学会
- 河合英夫 2000 「川崎市影向寺址」『かながわの古代寺院』、神奈川県考古学会
- 河合英夫 2001 「影向寺址をめぐる問題」『神奈川の古代寺院 研究の成果と課題』、神奈川県考古学会
- 河合英夫 2002 「影向寺址考―伽藍配置と創建年代の検討―」『多摩考古』第32号、多摩考古学研究会
- 河合英夫 2003 「古代の役所を掘る―武蔵国橘樹郡衙推定地の発掘調査―」『古代を考えるⅠ 郡の役所と寺院』、川崎市市民ミュージアム
- 河合英夫 2006 「(調査報告)ここまでわかった橘樹郡衙―調査成果と課題―」『シンポジウム古代の川崎市役所を発掘する―橘樹郡衙推定地の調査成果と歴史的意義―発表要旨』、川崎市教育委員会
- 河合英夫・伊東甚吉 2008 「影向寺遺跡第11次調査報告書」『川崎市文化財調査集録』第43集、川崎市教育委員会
- 河合英夫ほか 2000 『川崎市千年伊勢山台北遺跡調査報告書』、千年伊勢山台北遺跡調査団
- 河合英夫ほか 2011 『蓮乗院北遺跡発掘調査報告書』、蓮乗院北遺跡発掘調査団
- 川崎市 1988 『川崎市史』資料編1(考古・文献 美術工芸)
- 川崎市 2014 『生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～』
- 川崎市教育委員会 2005 『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡―第1～8次発掘調査報告書―』
- 川崎市教育委員会 2007 『シンポジウム古代の川崎市役所を発掘する―橘樹郡衙推定地の調査成果と歴史的意義―記録集』
- 川崎市教育委員会 2008 『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡第9・10・11次―川崎市高津区千年におけるガス管敷設工事及び緑地整備に伴う確認調査報告―』
- 川崎市教育委員会 2014 『神奈川県川崎市 橘樹官衙遺跡群の調査―橘樹郡衙跡・影向寺遺跡総括報告書[古代編]―』川崎市埋蔵文化財調査報告書第8集
- 川崎市教育委員会 2018 『神奈川県川崎市 橘樹官衙遺跡群の調査―橘樹郡家(郡衙)跡[千年伊勢山台遺跡]第14次～第25次調査・影向寺遺跡第16次～第19次調査報告書―』川崎市埋蔵文化財調査報告書第11集
- 川崎市教育委員会 2022 『神奈川県川崎市 橘樹官衙遺跡群の調査Ⅲ―千年伊勢山台遺跡[橘樹郡家跡]第26～29・31～34次調査報告―』川崎市埋蔵文化財調査報告書第13集
- 久保常晴・大三輪龍彦 1975 『川崎市高津区影向遺跡発掘調査概報』、川崎市教育委員会
- 鈴木靖民 1993 「第5章 古代の政治と文化」『川崎市史』通史編1、川崎市
- 竹石健二・澤田大多郎・野中和夫 1984 「影向寺周辺遺跡発掘調査報告書―三浦邸・宮澤邸に関わる調

- 査一」『川崎市文化財調査集録』第20集、川崎市教育委員会
- 竹石健二・鈴木 亘・野中和夫 1988 『神奈川県指定重要文化財 影向寺薬師堂保存修理工事報告書
〔基壇部記録調査編〕』、日本大学文理学部史学研究室
- 竹石健二・野中和夫 1983 「千年伊勢山台遺跡発掘調査報告書」『川崎市文化財調査集録』第19集、川
崎市教育委員会
- 竹石健二・原 廣志 2002 「影向寺境内出土の「无射志国荏原評」銘瓦について」『川崎市文化財調査
集録』第37集、川崎市教育委員会
- 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所 2005 『地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心として—』
文化庁文化財部記念物課 2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 村田文夫 2014 「武蔵国橘樹郡衙周辺の歴史的な景観考」『神奈川考古』第50号、神奈川考古同人会
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』、塙古房

卷末資料



史跡橋樹官衙遺跡群周辺の空中写真（出典：国土地理院撮影の空中写真（昭和22（1947）年撮影）



史跡橘樹官衙遺跡群周辺の空中写真（武蔵小杉方面を望む）



史跡橘樹官衙遺跡群周辺の空中写真（新宿方面を望む）



千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕の空中写真（東から）



影向寺遺跡の空中写真（南南西から）